令和８年11月６日

厚生労働大臣　上野　賢一郎　様

埼玉県知事　大野　元裕

新たな地域医療構想の策定等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県が抱える課題に関する下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　新たな地域医療構想の策定について

（1）現状・課題等

令和８年７月に、国から新たな地域医療構想策定ガイドラインが示され、各都道府県はこのガイドラインに基づき、２０４０年を見据えた新たな地域医療構想の検討・策定を進めることとされている。

ガイドラインでは、人口構造の変化により入院医療に必要な病床の役割が見直されるとともに、病床整備の目安となる必要病床数について、医療技術の進化や受療行動の変化により、削減を見込むこととしている。

また、このことを前提に、地域全体における各医療機関の役割を明確にし、機能の分化・連携を進めることで限りある医療資源を最大限活用した、効率的な医療提供体制を構築することとし、その際の施設数の目安や、協議の進め方等について示されている。

しかし、人口構造、地理的条件、医療資源の配置状況、医療需要の動向等は地域ごとに大きく異なっており、全国一律の考え方のみで地域医療提供体制の在り方を整理することは困難である。

特に首都圏に位置する本県は、必要病床数を満たしていない医療圏がある等、医療機関の機能分化・連携だけで、将来にわたり住民が必要な医療を受けることのできる体制を確保することは困難である。

ガイドラインにおいても、地域ごとの実情を踏まえながら医療提供体制の確保に向けた取組を進めることが求められているところであり、地域の声を集約する都道府県知事の判断の下で地域医療構想を策定することが、地域の理解や合意形成を得やすく、より実効性の高い地域医療構想につながると考える。

(2) 要望項目

新たな地域医療構想の策定及び運用に当たっては、ガイドラインにおいて施設数の目安や、協議の進め方等について示されているところではあるが、地域の理解や合意形成を得やすく、より実効性の高い医療提供体制が確保できるよう、地域の声を集約する都道府県知事の判断によりガイドラインを柔軟に運用し、地域の実情に応じた地域医療構想を策定することを可能とすること。

２　医学部の臨時定員地域枠の増員について

(1) 現状・課題等

本県の地域枠を設定している大学から臨時定員の増員要望があり令和７年度から県との間で調整を進めてきたが、令和８年６月に実施した国とのヒアリングにおいて、臨時定員枠の増員が認められない結果となった。

これは、国が臨時定員地域枠の増員を原則認めない方向に、令和８年度から転換したためである。

本県は医師少数都道府県に位置付けられ、地域における安定的な医師確保及び診療科偏在の是正は喫緊の課題となっている。

このような状況において、地域枠による医師養成は極めて重要な施策であり、臨時定員増による地域枠の確保は本県の地域医療を維持していく上で必要不可欠な施策である。

ついては、医師少数県における臨時定員の取り扱いについては特例的な扱いを設ける等、地域の実情を踏まえ柔軟に対応していくべきである。

(2) 要望項目

医師の地域・診療科偏在という課題の解決を図るため、臨時定員地域枠の増員を図ること。

3　指定難病対策に係るデジタル化の推進

(1) 現状・課題等

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」とする。）に基づく医療費助成制度は、申請等の手続が複雑で多くの書類が必要であり、患者にとって過重な負担を強いている。そのため、添付書類の簡略化やマイナポータルの活用によるＤＸ化による手続の簡素化を図り、患者負担を軽減することが求められている。

また、都道府県による認定等の手続は、審査を必要とする臨床調査個人票（診断書）の内容が詳細かつ大量であるほか、自己負担上限月額の決定に必要な健康保険情報や住民税情報の取得範囲が非常に複雑で、都道府県に審査・照会・確認作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。そのため、複雑な事務処理を効率的に行うための自治体側のシステムの整備、改修が必要である。

難病法により受給資格の認定に係る事務は都道府県が担うこととされているが、国が制度設計しており認定要件や自己負担上限月額決定の基準も細かく定められている。

(2) 要望項目

指定難病医療受給申請について、申請手続きのＤＸ化を早期に実現するなど、難病患者の負担の軽減を図ること。

厚生労働省が進めている難病の診断書情報のオンラインデータベースとマイナポータルを省庁横断で連動させ、申請時には住民票など必要なデータを自動取得し、認定時には自己負担上限月額の算定などを自動で行えるようにすること。

また、国において自治体が支給認定事務を行う際に利用するシステムのプラットフォームを整備し、申請受付から審査交付までの事務処理を全国共通の枠組みで行うことができるよう対応すること。なお、整備が整うま

での間については、自治体側システムの改修等の費用について十分な財政的措置を講じること。

医療機関において、診断書のオンライン登録や公費負担医療のオンライン資格確認が進むよう支援すること。

4　介護分野における人材確保及び安定運営確保の推進

(1) 現状・課題等

介護分野の職員の処遇改善については、令和８年度に、介護職員のみならず、介護支援専門員等を含む介護従事者を対象に期中改定の措置が講じられた。

しかし、他業種との賃金格差は縮まっておらず、介護人材の確保・定着が困難な状況が続いている。介護サービスは国が定めた介護報酬により運営されているため、他産業の賃金水準に合わせた対応ができない。

令和８年度の「経済財政運営と改革の基本方針」に「賃上げの状況や事業者の経営状況等を把握した上で、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る」ことが明記された趣旨を踏まえ、令和９年度介護報酬改定において適切な処置を講じる必要がある。

介護報酬の地域区分においては、令和６年度から新たな特例が設定され、東京都特別区と隣接する市において一定の引上げが可能になったが、依然として級地差が大きい市がある。加えて、令和６年の人事院勧告による国家公務員の地域手当の区分が適用された場合、現在よりも級地差が拡大してしまうことから、地域区分を国家公務員の地域手当に準拠して設定するのではなく、例えば、介護従事者の流出の状況に合わせて報酬も調整できるよう、抜本的に制度を見直す必要がある。

都県境にある県内市は鉄道路線で都内と直接結ばれ、隣接する東京都の区市と一体の生活圏を形成していることから、通勤や経済活動の圏域を考慮した区分や補正を設定することで自治体間の格差を解消することが必要である。

昨今の物価高騰は、事業者におけるコスト削減などの努力では対応することが困難であり、介護サービスは国が定めた介護報酬により運営されて

いるため、利用者へ負担を転嫁することは難しい。令和８年度の介護報酬臨時改定により食費に関する基準費用額の引き上げが行われたものの十分とは言えないことから、高止まりした物価に対応した介護報酬の適切な見直しが必要である。

特に、訪問介護等サービス事業者の経営状況については、令和６年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が減額されたことや、物価高騰、人材不足の影響などにより、大変厳しい状況にある。全国的に廃業や倒産の件数が増加している状況も踏まえ、安定的な運営が確保できるよう、個々の利用者宅を訪問する事業所と集合住宅に併設する事業所との経営実態の違いを正確に把握するとともに、中山間地域の事業所が、安定的に経営が継続できるよう適切な介護報酬とする必要がある。

(2) 要望項目

介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和９年度以降も必要な財政的措置を引き続き図ること。

他業種との賃金格差を解消するため、介護現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げるとともに、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるよう令和９年度介護報酬改定において適切な介護報酬とすること。

また、介護職員が各地域において安定的に確保されるように、介護報酬の地域区分を定めること。地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、地方公共団体と丁寧に議論をするとともに、通勤や経済活動等の圏域を考慮した区分や補正を設定するなど、地域の実情を適切に反映したものとすること。

さらに、介護サービス事業者の安定的な運営が確保できるよう、食材費や燃料費をはじめとした物価上昇など社会経済情勢の変化に対応した介護報酬の適切な見直しを行うこと。

訪問介護など令和６年度の介護報酬改定で基本報酬が減額されたサービス種別について、事業者の経営実態を正確に把握し、令和９年度の介護報酬改定において適切な措置を講じること。

5　医療的ケア児等への支援の充実について

(1) 現状・課題等

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律は、令和８年７月２４日に国会で可決・成立し、令和９年４月１日に施行されることになった。

この改正法では、「医療的ケア児」に加え、「医療的ケア者」や「重症心身障害児者」を法律の支援対象とするとともに、日常生活支援や就労支援、災害対応などの支援施策の充実・強化を図ることとされている。

このことを踏まえ、令和９年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児者や重症心身障害児者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう報酬単価や制度運用の見直しを行う必要がある。

特に、特別支援学校の卒業や放課後等デイサービスの利用終了などにより支援が途切れる「１８歳の壁」の解消は喫緊の課題であり、生活介護などの通所サービス及びそのサービスを利用するための送迎について、医療的ケアに不可欠な看護師等が十分配置できるよう報酬の見直しが必要である。

(2) 要望項目

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正を踏まえ、令和９年度障害福祉サービス等報酬改定においては、医療的ケア児者や重症心身障害児者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう報酬単価や制度運用の見直しを行うこと。

とりわけ、「１８歳の壁」の解消に向けて、生活介護などの通所サービス及びそのサービスを利用するための送迎について、医療的ケアに不可欠な看護師等が十分配置できるよう報酬の見直しを行うこと。

6　障害者の住まいの場の充実

(1) 現状・課題等

国においては、昨今の資材費、労務費の動向を踏まえ、施設整備費の補

助基準単価を毎年度見直し、令和８年度も前年度比７．７％増の改定が行われた。

しかし、急激な物価高騰による建設費への影響は現状の改定では追いついておらず、県内においても複数年掛けて準備をしてきた施設等の整備について、資金計画上の問題から国庫協議を見送るものが複数発生している。

そのような中、本県には障害者入所施設への待機者が1,３９３人もいる上、障害の重さや特性によってグループホームの利用ができないとされた方など、真に入所が必要な障害者１８５人が自宅等で待機している実情があり、計画の延期等はこうした待機者に大きな影響を与えている。

また、障害者入所施設から地域移行を進めるためには、重度障害者に対応したグループホームの整備が必要であるが、現行の国庫補助制度では、本体工事費の補助単価が低い、重度障害者に対応する設備等の加算が十分でないなどの課題がある。

加えて、住まいの場の整備を進める中で、障害者の高齢化・重度化に伴い、障害者支援施設等において、利用者が住み慣れた環境で最期を迎えることができるよう看取りへの対応が求められている。他方、障害福祉分野においては看取りに関する標準的な手続きが定められておらず、報酬上の評価も設けられていないことから、看取り支援体制の整備が課題となっている。

(2) 要望項目

建設費高騰に対応した施設整備費に係る国庫補助基準額単価の改定を行うこと。

地域移行を進めるため、重度障害者に対応したグループホームの創設を促す国庫補助制度へ見直すとともに、グループホームに入居する重度障害者に適切な支援ができるよう、職員配置基準の見直しや加算制度の充実を図ること。

障害者支援施設等の入居者が住み慣れた場所で最期を迎えることができるよう、看取りに関する標準的な手続きを定めるとともに、看取り加算などの報酬上の評価を行うこと。

7　障害児者施設・事業所の人材確保・定着及び安定運営確保に向けた取組強化について

(1) 現状・課題等

少子・高齢化の進展に伴い、他産業に比べ給与額が低い福祉業界では人材の確保がますます厳しい状況となっている。障害児者施設・事業所において、人材確保・定着は喫緊の課題である。

国においては、処遇改善加算において、令和６年度に２．５％、令和７年度に２．０％のベースアップにつながるよう改定を行った。令和８年度は、９年度の定期的な報酬改定を待たず、障害福祉従事者を対象とした幅広い賃上げ措置などにより、１．８４％の改定を行った。

関係団体からは依然として、「外国人人材を含めた総合的な福祉人材確保や専門性の高い人材確保施策を実施すること」、「他業種との給与差が大きくなっており、最低賃金の上昇率も極めて高いことから、処遇改善の充実を図ること」について、要望をいただいている。

また、原材料費及びエネルギー価格の高騰に伴う食材料費・光熱水費等の上昇により、事業者の運営負担が増加している。特に、入所施設から地域生活への移行を進める中で、グループホームの利用促進が図られているが、家賃や食材料費、光熱水費等の生活関連経費の増加を懸念する声が多く、利用者の負担を引き上げることも困難であることから、事業運営を圧迫している現状である。

(2) 要望項目

障害児者施設・事業所の人材確保・定着を図るため、介護職員と同等に国の施策の充実を図ること。

他業種との賃金格差を解消するため、現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善の充実を図ること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。

障害福祉サービス事業者の安定的な運営が確保できるよう、原材料費やエネルギー価格をはじめとした急激な物価上昇などの社会経済情勢の変化に機動的に対応するとともに、令和９年度の報酬改定に向け、障害福祉サービス事業者の経営実態を正確に把握し、適切な報酬とすること。